

会議要録

会議名	令和5年度 第1回八王子市消費生活審議会	
日時	令和5年6月29日(金) 午後1時30分～	
開催場所	クリエイトホール10階 第2学習室	
出席者等氏名	委員	会長 朝日ちさと、副会長 渡邊隆、 黒崎勇矢、利光重信、山本朱里、長谷川薫、丸山茂男、 赤木省三、野崎忠行 (敬称略)
	事務局	立花等市民部長、橋本光太郎消費生活センター所長、 奈良貴代課長補佐兼主査、森本健太主任、中村東洋治主任
	欠席委員	
議題等	【議事】 (1) 第2期八王子市消費生活基本計画及び八王子市消費者教育推進計画改定の方向性について (2) 第2期八王子市消費生活基本計画の重要課題1の振り返りについて	
公開・非公開の別	(1) 公開決定後公開	
傍聴人の数	0名	
	・ 第1回八王子市消費生活審議会 次第 1. 開会 2. 部長あいさつ 3. 委嘱状の交付 4. 職員紹介 5. 会長・副会長の選出 6. 諮問 7. 議事 (1) 第2期八王子市消費生活基本計画及び八王子市消費者教育推進計画改定の方向性について (2) 第2期八王子市消費生活基本計画の重要課題1の振り返りについて 8. その他 9. 閉会	

【配布資料】

- ・ 「次第」
- ・ 「八王子市消費生活審議会委員名簿・消費者教育推進会議参加者名簿」
- ・ 「八王子市消費生活条例施行規則」
- ・ 「諮問書写し」
- ・ 「第3期八王子市消費生活基本計画の策定について」
- ・ 「令和5年度八王子市消費生活審議会・消費者教育推進会議開催予定」
- ・ 「靈感商法等の注意喚起紙ファイルに消費生活ニュース等入れたものの」
- ・ **資料1** 「計画改定の方向性について」
- ・ **資料2** 「第2期八王子市消費生活基本計画・八王子市消費者教育推進計画、令和4年度取り組み実施状況等調査票」
- ・ **資料3** 「第2期八王子市消費生活基本計画の進捗状況」
- ・ **資料4** 「計画の取り組み状況と今後の検討課題」
「令和4年度事業概要」

会議内容

事務局 : 令和5年度第1回八王子市消費生活審議会を開会いたします。着座にて失礼させていただきます。それでは、会に先立ちまして市民部長立花よりご挨拶をさせていただきます。

市民部長 : 皆さんこんにちは。消費生活センターを担当しております市民部長の立花等と申します。よろしくお願いいたします。

本日は今年一番の暑さという中、お集まりいただきましてありがとうございます。コロナが5月に2類から5類に引き下がったということで、本日私もマスクはしていませんが、市役所の職員は、基本的には個人個人の判断でマスクの着脱をしております。ただ、窓口では着用することとしています。市役所本庁舎に来ていただくと分かりますが、市民の皆様がお見えになる接客用のカウンターには、様々な考えの方がいらっしゃいますので、まだパーテーションを残してございます。報道では飛沫があって、衛生上問題があるとの指摘などいろいろありますけれども、統一的にパーテーションはさせていただいております。また、コロナの状況に応じて色々変わってくるかと思いますが、この会議について、当面はこのように対面の形でやらせていただきたいと思っております。コロナ期間中はWeb会議で実施するなど、様々な工夫をして進めてきましたけど、やはり、このコロナの3年間、特に後半2年間で一気にデジタル化が進みました。八王子市役所もデジタル化が遅れていたのですが、一気に進みました。国も非接触を進めるということで、基盤となるマイナンバーカードの交付を進めています。これにつきましても、口座の紐づけがうまくいっていないとか、個人情報が出ているのではないとか、様々な報道、賛否いろいろございますが、本市では国のデジタル化の方針に基づいて、マイナンバーカードの交付を市民部で推進しています。本市は、ここで申請率は既に80%を超え、交付率も70%を超えているというところがございます。7割の市民の皆様がお持ちになって、残り3割の皆さんですけれども、申請したいのにできないという方のケアは、しっかりしなければならないと考えています。取得は任意でございますから、丁寧に対応しながら、デジタル化によって行政の効率化を図ってまいりたいと考えております。この後、諮問をさせていただきますし、長丁場になろうかと思いますが、皆さんぜひよろしくお願いいたします。

事務局 : 委員の皆様は初めての方もまた継続いただく方も、6月8日付けで市長から委員の委嘱がされております。市民部長が委嘱状の交付を行いますので、着席のままお待ちください。

また、本日は審議会のみで開催ですが、消費者教育推進会議の参加依頼書も併せてお渡しいたします。なお、今回商店会連合会様からの委員ご推薦が、諸事情により頂けていない状況のため未定となっております。今後の状況を見ながら、事業者のお立場からの委員選出を進めてまいります。

それでは、ご紹介を兼ねさせていただきます、お席の順にお名前をお呼びします。

ご面倒でもご起立の上、委嘱状をお受け取りください。

＜委嘱状の交付＞ 省略

事務局 : 本審議会は、八王子市消費生活条例と同条例施行規則に基づき開催しています。また、その運営に当たっては、本市全体の会議運営の指針である八王子市附属機関及び懇談会等に関する指針に沿って行っております。指針では、会議を開催した場合は、名称や開催の目的、委員名簿等を市のホームページに掲載すること。さらに、会議の終了後は、会議要録を作成し、市ホームページ等で公表しなければならないことになっています。

そのため、本日の審議会は、記録のため音声を録音しておりますことをご承知おきください。

本日の会議要録は、事務局で取りまとめ、皆様にご提示し、確認していただきます。修正等が出た場合は、必要に応じて各委員にご連絡の上、ご確認をいただき、会議要録を決定後、市ホームページで公開いたします。

＜事務局等の紹介＞ 省略

事務局 : 続いて、机上配付物資料の確認をさせていただきます。

机上に次第、八王子市消費生活審議会委員名簿及び消費者教育推進会議参加者名簿、八王子市消費生活条例施行規則と諮問書の写し、第3期八王子市消費生活基本計画の策定について、令和5年度八王子市消費生活審議会、消費者教育推進会議の開催予定、それと令和4年度にいただいた答申。それとこの紙ファイルの中に靈感商法等の注意喚起ファイルに消費生活ニュース等を入れたものを配付しております。無い資料等はございますか。

それと、事前に送付させていただきました資料1、計画改定の方向性について、資料2、第2期八王子市消費生活基本計画・八王子市消費者教育推進計画、令和4年度取り組み実施状況等調査票、資料3、第2期八王子市消費生活基本計画の進捗状況、本日メインに使わせていただきます資料4、計画の取り組み状況と今後の検討課題。あと冊子で、令和4年度事業概要。それと事前にお渡ししておりますが、基本計画・消費者教育推進計画はお持ちでしょうか。お持ちではない方には御用意させていただいておりますが、大丈夫でしょうか。

事務局 : それでは、引き続きまして、審議会の会長、副会長の選出を行います。会長、副会長の選出につきましては、机上配付させていただいております八王子市消費生活条例施行規則により、委員の互選により定めることとしております。

選出につきましては、皆様からご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

赤木委員 : 前回に引き続き、会長を朝日委員。副会長を渡邊委員にお願いできればと思

います。

事務局 : ただいま会長を朝日委員、副会長を渡邊委員とのご推薦の発言がございましたが、ほかの委員にもご同意いただけますでしょうか。

(異議なしの声あり)

事務局 : 異議なしの声がありましたので、会長を朝日委員に、副会長を渡邊委員にお願いしたいと思います。お二人はいかがでしょうか。

朝日委員 : よろしく願いいたします。

渡邊委員 : よろしく願いいたします。

事務局 : ご同意いただきましたので、朝日会長、渡邊副会長はお席を移動していただき、朝日会長から一言ご挨拶をお願いいたします。

朝日会長 : 改めまして都立大学の朝日と申します。どうぞよろしくお願いいたします。前回、前期から引き続いて携わらせていただいておりますけれども、先ほどの市民部長のご説明にもありましたとおり、前期はコロナ渦で、消費生活自体、あるいはこの消費生活基本計画に基づいたいろいろな取り組み自体も、何か大変な影響を受けた時期だったなというふうに思います。そういう意味でいろいろな課題だとか問題っていうのもありましたし、変化に対してどういうふうにならなければならないかということも出てまいりましたと認識しています。さらに加えてこのいろいろな資料にもありますとおり、先ほどのお話にもありましたとおりデジタル化だったり、今までのこの会議でも出てきた話題ですけれども、大きな脱炭素というような環境のような話も大きな話になってきていますし、いろいろなところで変化があって激しいところだなと思って、こういう今後の方針を決めていく審議会としては、非常に大事な役割の場だなというふうに認識しています。どうぞ忌憚なきいろいろな知見をいただければというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 : 朝日会長ありがとうございました。

<諮問書交付> 省略

事務局 : それでは、これからの議事進行を会長にお願いいたします。会議中ご発言をいただく際は、職員がマイクをお渡しいたします。挙手などサインをお願いいたします。

朝日会長 : それでは、改めまして始めたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは議事に入る前に、本来はもう一名お願いをしたいところなんです

が、今日のところは委員9名のうち9名のご出席をいただいております。八王子市消費生活条例施行規則第9条第6項の規定に基づき、会議は成立しています。

次に会議の公開、非公開を決定したいと思います。本会議は、八王子市附属機関及び懇談会等に関する指針の非公開事項に該当するものがないとし、本会議は公開ということによろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

朝日会長 : ありがとうございます。

それでは異議なしと認めまして会議を公開といたします。

次に事務局から傍聴者についてのご報告をお願いいたします。

事務局 : 本会議場に傍聴席を設けましたが、今現在、傍聴者はおりません。この後、傍聴希望登録者があった場合は、随時入場いたしますのでご了承ください。

朝日会長 : ありがとうございます。

それでは議事に入りたいと思います。

本日の議事1から4までありますが、まず(1)「第2期八王子市消費生活基本計画及び八王子市消費者教育推進計画改定の方向性について」ということで、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 : 会長、事務局。

朝日会長 : よろしくをお願いいたします。

事務局 : 事前にお送りをさせていただいております右上に資料1と付されております資料をご用意いたします。

「第2期八王子市消費生活基本計画及び八王子市消費者教育推進計画改定の方向性について」、こちらの資料を基にご説明をさせていただきます。

まずは本日、急遽お配りをさせていただきました「第2期八王子市消費生活基本計画及び八王子市消費者教育推進計画に基づく令和3年度事業実施の課題について及び同計画の改定について」をご覧ください。

こちらは、本審議会にお取りまとめいただき、令和5年3月1日に市長へ提出していただいた答申になります。

6ページ以降に計画の改定について答申をいただいております。

この答申を踏まえまして、市として計画改定の方向性を定めたところになります。その説明をさせていただきます。

資料1の2ページ目の計画の位置付けについてでございます。

八王子市消費生活基本計画は、八王子市消費生活条例第7条に基づきまして、また八王子市消費者教育推進計画は、消費者教育の推進に関する法律に基づきまして、消費者教育の推進に関する施策、事業を具体的に推進していくための実施計画として策定しております。3と右下に小さく振らせていた

だいているところをご覧ください。関係する計画の策定状況でございます。

1段目には、国の第4期消費者基本計画について、でございます。令和6年度までの計画期間で運用されていますが、新たな取り組みを反映した、工程表が毎年策定されておりまして、令和3年度に追加された内容を踏まえるとともに、新型コロナウイルス感染症による社会情勢の変化の見極めですとか、計画改定時期の異なる国や都との計画との整合性を図るため最下段になっておりますが、令和3年度までだった市の計画期間を2年延長しまして、本市の第2期基本計画の追補を策定しております。これが令和5年度までということになりまして、来年度からの計画を作成するに当たりまして、諮問をさせていただいたところになります。

2段目には、令和4年12月に策定されました東京都の令和5年度からの計画は昨年の末に策定されて、この4月から新しい計画になっております。それと国が策定した4年度の工程表との整合性を図って、新しい第3期の計画を策定していくということで考えております。これに合わせて、当時の最上位計画になります八王子市未来デザイン2040という計画がございまして、この個別計画として、第3期計画を策定するという予定にしております。続きまして4ページ目になります。

これは国の消費者基本計画の概要になります。こちらのほうの文字の色が変わっているところはちょっと分かりにくいのですが、令和3年6月に追記された内容がございまして、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた新しい生活様式の実践について追加されております。

続きまして、右下に5と書いてあるところをお開きください。こちらは東京都の消費生活基本計画の概要です。

この計画は、都民の消費行動の変革を推進する「サステナブルなライフスタイルの推進」と、「デジタル社会の急速な進展に伴う新たな課題への対応」という2つのポイントを踏まえまして、視点1の「主体的な消費行動への変革」など3つの視点を軸に策定をされております。これが5年度から9年度までの計画ということで、今年度から始まっております。

続きまして、6ページ目をご覧ください。ここから背景として、消費生活の現状を報告の意味も含めて少しご説明をさせていただきます。

まず社会情勢と消費行動の変化について、でございますが、エネルギー、環境、人権問題の解決に対する社会の機運が高まりを見せ、消費行動の面で、SDGsの12番目の目標になります「つくる責任、つかう責任」を広く、また深く考え行動することが望まれております。

2項目になります。デジタル化の進展でございますが、デジタルを通じたサービスや取引の拡大に伴い、SNSやインターネットを通じた消費者トラブルは増加傾向にあるとともに、デジタルデバイドの問題も発生しています。また、世帯の単身化と地域コミュニティの衰退についても、人とひとの接点が減り、孤立して悩みを一人で抱え込んでしまう傾向があることから、消費生活トラブルの増加や深刻化を招くことが懸念されております。

続きまして、7ページ。右下に7と書いてあるところをご覧ください。資料の一

番右側には、令和5年1月末実績になっています。また後ほど別の資料でご確認いただけるかと思いますが、そちらのほうは令和5年度実績ということではちょっと訂正をさせていただきたいと思います。数字として変わるところは2番目の消費者教育の推進のところ、1月末現在では2,494人でしたが、令和4年度実績としましては、2,598人となっております。

実績については、こちらの数字で表してございますとおり、1の消費生活の環境基盤整備のところでは、指標として消費者団体連絡会への加入、団体数を指標として8団体を目標にしているところ、8団体ということで目標を達成しておりますが、2と3につきましては未達成という状況となっております。

続きまして8ページ目をご覧ください。

重要課題に対する取り組みの検証、評価について消費生活審議会からご意見をいただいたものをまとめたものになります。前ページでお示ししました重要課題に対する指標の達成度について、数値的な達成と事業実施状況、市民の消費生活の状況を合わせ令和4年度に計画の改定の方向性について、先ほどお示しをしました答申をいただいたところでございます。

続きまして9ページ目になります。計画改定の方向性について、まとめたものとなります。

アの計画期間は、東京都消費生活基本計画と整合を図るために5年間といたします。

イは計画の理念についてです。消費者基本法の基本理念と消費者教育の推進に関する法律の目的を包含する恒久的理念であり、消費生活行政が市民の消費生活の向上に目指すべき姿を掲げているため、「安全で安心な消費者市民社会の実現」、この理念を新計画においても継続するということで、進めてまいります。

視点としまして、ウに掲げております都の基本計画同様、公正で持続可能な社会の実現。デジタル社会への対応。人とひととのつながりの創出という3つの視点を新たに設定いたします。

エでは、重要課題について取り上げております。

計画も3期目を迎えますことから課題解決から段階を上げて、重要施策として設定することで、社会状況の変化から生じた新たな課題を解決する、より具体的な計画を進めることといたします。

オ計画の形式についてです。持続可能な社会の形成に向けた取り組みを一層進めるため、都と同様に消費生活基本計画と消費者教育推進計画を一体化して、消費者生活に関する施策を総合的に推進してまいります。

10ページ目になります。

次に策定体制です。先ほど申し上げましたとおり、審議会から方向性について答申をいただいております、今後内容につきましても答申をいただくということになります。

庁内の体制、あるいは消費者教育推進会議、啓発推進委員会こちらとも連携をして、その先にはパブリックコメントを実施して、市民からのご意見もいただく予定としております。

11ページ目は策定スケジュールになります。

次ページ以降は、参考資料としてお付けしてございます。

特に最終ページには消費生活基本計画の理念として使われております、消費者市民社会とは何なのか、法律で提起しているものがありますので、お示しをしております。説明は以上です。

朝日会長 : ご説明ありがとうございました。計画改定の方向性については、今ご説明いただきましたとおりですね、前期までの評価に基づいて令和4年度に方向性として決定はしているところですが、この改定の方向性に沿ってご意見をいただいているところになります。

今のところ、資料1ですね、ご説明について確認しておきたいところ、あるいはご質問などございましたらお願いいたします。どうですかね。はい、ありがとうございます。

それでは今回は、現行計画などの重要課題1の消費生活の環境基盤整備の主な取り組みに対する今までの6か年の実施状況を踏まえまして、課題や改善点の意見をいただき、次期計画での施策、消費生活環境の整備のあり方を検討していく会議ということになります。

それでは、議事の(2)のほうに入りたいと思います。

第2期八王子市消費生活基本計画の重要課題1の振り返りについて、事前に送付された資料4ですね。2、3ともありますけれども、4を中心に、次期計画に必要とされる主な取り組みや課題点を考えていければと思っております。

それでは資料4について事務局のほうからご説明をお願いいたします。

事務局 それでは資料4をご覧ください。

第2期八王子市消費生活基本計画取り組み状況と今後の検討課題、振り返り資料とされているものになります。

お開きいただきまして、2ページ目、3ページ目には、お手元にお持ちいただいております水色の計画の28ページ以降になりますが、計画の体系について書いてございます。

安全・安心な消費者市民社会の実現、28ページにありますとおり、これが計画の理念となっております、その理念に向けて、この計画は、3つの重要課題を掲げております。

それぞれに施策の方向性がぶら下がっている成り立ちになっております。本日は、3つあるこの重要課題のうち、重要課題1、消費生活の環境基盤整備の分野について皆様からご意見をいただきたいと思いますと思っております。

この重要課題1を計画から抜き出したもの、あるいはその計画に基づいて実行してきた事業、そして、それに対する課題という整理の仕方をしてございます。5ページ目をご覧ください。

こちらのほうには、この重要課題1のうち、施策が関係機関との連携強化という施策の方向性を定めている中で、まずは市役所内のネットワークの強化ということについて、施策の取り組みをさせていただいております。

主な取り組みが一番左側に書いてありますが、平成29年から令和4年度までにどんなことをやってきたというのが、真ん中の行に書いてございます。そして、それを踏まえ事務局が今後の課題として掲げさせていただいておりますのが一番右側になります。今回、皆様からご意見をいただきたい部分は、この主な取り組みに対して、今までの事業実績も踏まえた中でこの主な取り組みに対するご意見、もう少しこういう取り組みが必要なんじゃないかということもいただければと思いますし、また一番右側の今後の課題のところ、事務局側で掲げた課題以外にこういった課題もあるのではないかというご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

朝日会長 : ありがとうございます。

それでは重要課題1ですね。

今、ご説明いただいたように大きく関係機関との連携ということとあとは基盤となる商品にまつわる環境づくりというところでいろいろな施策が展開されてきている。先ほどご説明いただいたように、重要課題1の大きな目標、資料3としては、あの達成をした項目になっているんですけども、この指標にかかわらず多くの施策がありますので。それで今後の課題というふうに書いていただいているところは、市として取りまとめた結果、今課題と認識しているところという整理をさせていただいております。

ちょっと広がりますけれども、どの関係からでも構いませんので、お気づきの点からご意見をいただければと思います。

また、一つ一つのものについては、資料2が多分昨年度の取り組みの結果が出ています。

昨年度1年間だけの成果にはなりますけれども、ご参考にしていただけるといものになりますかね。それではご意見よろしく願いいたします。

黒崎委員、お願いいたします。

黒崎委員 : 新任の委員で黒崎と申します。よろしくお願い致します。いろいろ質問というか課題のところでありまして、まず5ページ目の市役所内のネットワークの強化があります。課題のところには会議・研修等は継続、対外会議にも積極的に参加とありまして、真ん中の実績を見ますと、多分、年に3回ですかね、昨年度は。頻度がこの3回ぐらいで市内のその情報連携というのが問題なくできているのかが分からなくて。何か強化する必要があるのかっていうのを疑問に思いました。背景としてはトラブルが起きたときに、この最新の情報を速やかに展開する必要があると思っております、9ページに行くとか詐欺とかですね、警察とかについては、多分随時というか速やかに連携が図られるといったもので、ここどうまく棲み分けというか、役割分担をされているのであれば、よいのかなというふうに思いました。

朝日会長 : ありがとうございます。主に5ページのところについてのご質問、ご指摘というところになったかと思えます。事務局のほうで補足のご説明がございましたらお願いをいたします。その研修の様子、回数を含めというところでし

ようか。よろしくお願いいたします。

事務局 : 事務局からご説明します。主にこの市役所庁内のネットワークの強化という点では、消費者被害を防ぐ観点から、また高齢者福祉課、障害者福祉課で取り仕切っており、日常生活の中でいろいろな課題がある方がいらっしゃるの、そういった方たちがどうやって生活しやすくなるのかという視点の会議が、この包括的地域福祉ネットワーク会議や、重層的支援会議っていうものになります。消費生活センターはその支援体制の一員となっております。生活上での困難を抱えていらっしゃる方のトラブルの本質には、いろいろな問題が絡み合っているという点で、事例の検討会に参加し解決を検討する一助になっています。またそのネットワークを今後も強化する点でも、各支援体制の課が課題を出す会議ということになっています。会議の回数自体があまりないようには思われるかもしれませんが、中身的には非常に重い、重厚な会議となっております。このほかにも小さな会議があり参加していますが、記述が少なく見えるのかなというふうに思います。

朝日会長 : ありがとうございます。黒崎委員、いかがですか。

黒崎委員 : 了解しました。

朝日会長 : ありがとうございます。大事なご指摘だったかと思います。そうですね。速やかに支援につながるってところの警察との連携のような役割と、あと今も説明があったような予防というのですかね、元々のリスクを減らすようなところの連携という話と段階的な役割分担があるように思いますので、そのあたりについても、それを踏まえた形で考えていければというふうに思います。ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。利光委員、よろしくお願いいたします。

利光委員 : 第2期八王子市消費生活基本計画の重要課題1「消費生活の環境基盤整備」における「八王子市消費者団体連絡会」の加盟団体数についての質問と意見です。

まずは質問です。既に現在、8団体加盟で「目標達成」をしていますが、今後第3期基本計画(令和10年度まで)に向けての具体的活動計画を伺います。

つまり、目標達成済みにつき「自然体」で臨むのか、「意欲的・積極的」な追加目標を再設定して活動を展開するかということです。もし策定中の数値があればご提示をお願いいたします。

次に私の意見です。加盟している8団体の内容をみると金融機関と大学が加盟しておらず、今後当該組織の追加加盟が得策と思われ、是非ご検討をお願いいたします。なぜなら、金融機関は「決済機能」を保有し、様々な情報入手が期待できるからです。また、大学からは、機関として「高度な知見」を得ることができ、学生からは「現場の活きた状況」が把握できると思料されるからです。

最後に基本計画とは直接関係ありませんが、最近の情勢に関する質問です。

今年10月の「インボイス制度」導入に伴い、詐欺的な被害を消費者が受けることを懸念しています。市民に対しての周知方法や予防策を伺いたいと思います。

朝日会長 : ありがとうございました。事務局、お願いします。

事務局 : ご意見いただきましてありがとうございます。おっしゃるとおり、まず金融機関等ともというところで、そういった機会も今いろんな社会生活、消費生活の中では必要な部分としては、そういう方も一緒に一堂に会して、ご意見をいただく場を作るというのが非常に重要なことだと思って、ご意見をいただいて思いました。一方、消費者団体連絡会を設置するに当たりましては、平成24年に施行している要綱なんですけども、その設置の要綱の中で定めているのは消費者団体、いわゆる消費者側の団体っていうふうにしたと思います。その方々の相互の交流で、情報交換、意見、あるいは協力関係を築いて、消費者、消費生活を実現していきましょうよというようなことで、どちらかという、消費者関連の団体の方々だけで、当初、会を設置するに至った経緯がございます。どちらかと言いますと、そういう加盟いただいている団体の方々になっているという現状がございます。今おっしゃいましたように事業者側の意見とか、ましてやその消費の中には必ず決済がついてまいりますので、その金融機関の関係者の方に意見をいただくという事業の視点から。今、いわゆる消費者の団体だから。

朝日会長 : ありがとうございました。
目標についてのご質問についてはいかがでしょうか。

事務局 : この資料3を見ていただき、計画策定当時は4団体で、令和元年度に1団体増えまして5団体になり、見た目上は3年間増えていませんが、実はこの中で1団体減って1団体入ったので5団体を維持している状況であります。消団連の設置要綱の中には営利団体を除くことになっております。八王子市内に拠点があり、代表等や規則もある事など、いろいろ要件があります。その中で、なかなか該当するところにこちらの方も加盟依頼の説明ができませんでした。東京都内の生活協同組合の冊子の中に八王子に支部がある生協が幾つかありまして、大学生協さんもその中にあり、八王子市内に拠点がある生協団体さんに全部に加盟の依頼をかけたんですが、日中の会議等には参加が難しいということでした。その中で八王子保健生活協同組合さんは加盟していただきました。また、消費生活フェスティバルをご縁に出展したいという団体とお話を重ねた上で、新たに消団連に入ってくださいました。
あとはCode for HachiojiというITを基盤に、社会活動、社会課題を解決したいという団体に入ってくださいしております。加盟している中の活動分野が多岐にわたってきて、会を開くたびに熱いご発言をいただいたり、ご提案をいただいたりしておりますので、今後もそういった形で、この消費者団体連絡会の考え方にご賛同いただける団体を、アンテナを高く

して加盟を促進していきたいとは思いますが。

市民部長 : 会長、いいですか。

朝日会長 : どうぞ。

市民部長 : ここで数値目標を掲げて、今、8団体ですけれども、次の3期計画で、このまま目標は8団体でいくのかっていうご質問だったと思います。
先ほどのご質問とかほかのとも関わってくるのですが、そもそもこの2期計画を策定したときには、当時、市の全体の長期計画の中でもKPIってことで、数値目標を掲げていこうっていう方針で作ったものですから、分かりやすいように数字で出しています。たまたまそのとき、平成24年ごろですけども、消費生活の団体様の数を指標として掲げましたので、この目標数になっていますけれども、ここから先については、こういうKPIも必要だと思いますけれども、それ以外にもアウトカムだけじゃなくてアウトプットもしっかり見て、成果・効果を見ていこうという話になってこようかと思いません。先ほどご提案ありましたように大学のほうも八王子は確かにおっしゃるとおりで、多く大学があります。25大学等が入っています大学コンソーシアム八王子、そこには企業の参画もございますので、消費生活センターもそこは実際連携をしております。成人年齢が18歳に引き下げになりましたので、そのことをアナウンスしに行くなどの連携をしています。ただ、ご指摘はそういったところがこの中では全然見えてこないよねっていうところだと思います。指標としても大事だと思いますし、これからの取り組みとして、そういった様々な団体と連携をするので、先ほどご指摘のありました金融関係も当然連携していますけれども見えてきてない。そういうご指摘であろうかと思しますので、その点については、ご意見として賜って、次の計画に反映させていければと思っています。

朝日会長 : ご説明いただきましてありがとうございます。

私も1点よろしいですか。そうですね、私も思っているところで、誰が対象でどこまでカバーしているか、何でどこまでカバーしているかっていうところが、全体像がやはりちょっと見えづらいところがありますよね。というのがありますので、今後目標をどういうふうにしていくかとかそういうところの議論はまた後のほうになるかと思えますけれども、そういったどこに何が届いているのか、施策としてですね。その情報がどういう状況なのかっていうところを把握するに当たって、どこの何て言うんですかね、この方針施策の中でそれがカバーされているのかっていうところの全体像を一度整理して、整理してあるのかもしれないんですけども、そのところがもう少し見やすい形であるといいなというふうに少し思うところです。

少し変わってくるようなところもあるんじゃないかなというふう思います。重要なお指摘ありがとうございます。

他にございますでしょうか。渡邊委員、お願いいたします。

渡邊委員 : 渡邊です。被害救済の弁護士の立場から取り組んでいるというところですね、ちょっと1点気になっている部分があるものですから、質問と意見ということでお願いしたいです。資料4でいうと通し番号の10ページ目、11ページ目で、自動通話録音機の貸与の件なんですけれども、率直に言って、多分、これは貸与がされて実際に使われているとなると、それ相応に多分その被害予防というところには効果があるのかなってというのは現場にいて感じているところです。

一方で、自動通話録音機の貸与ってということについて、比較的知られていないってというのが、相談の現場にいて感じているところです。

実際にどのような形で、この貸与について周知を図られているのかっていうことを1点お伺いしたいのと、あと平成29年以降のその貸出しの台数を見ると、29年、30年が200台で、以降が360台ということで、多分、ここは貸出しの台数を増やしたのかなと思われるんですが、一方では令和4年度になると急に280台ということで台数が減っているんですね。

この減ってしまっている事情ってところが、実際にはどういったところにあったのか。貸出し件数について、むしろどんどん増やしていく方向でいるのかなという感じでいた部分もあるのですから、事情などが分かりましたら教えていただけたらと思います。

朝日会長 : 具体的な活動についての。事務局、お願いいたします。

事務局 : これは具体的な所管は防犯課というところが行っております。実施に当たりますは、国の交付金を活用して実施しているものになります。

周知方法については、広報紙あるいはホームページを通じて、ご案内をさせていただいております。

また、悪質な電話等々あったというご相談があった場合には、こういった制度がありますとご案内をさせていただいています。トータル200台、360台、年度によって違う事情は手元資料がないところですが、毎年度、280台しか貸していないってということではなくて、累計で見ただけであればと思います。

朝日会長 : ありがとうございます。何かちょっと具体的な件数の上下については。

渡邊委員 : 大丈夫です。

朝日会長 : ありがとうございます。他にございますでしょうか。
赤木委員、お願いいたします。

赤木委員 : 赤木と申します。

私は委員を連続して承っていますので、過去の経過も若干分かっているんですが、今日ですね、質問というよりは要望という形になると思うんですが、デジタル化っていうトーンがですね、行政、国の、東京都の、八王子市もそうなんですけれども、やっぱりデジタル化にかなりウエイトを置いた取り組

みをしてきていると思うんですね。最近、我々がこの活動をしている中で、非常に感じていますのは、デジタル化に取り残されているか、デジタル化にあまり乗りたくない人たちが、高齢者の中にかなりいるっていう現実をちょっと踏まえて、いろんな施策を考えていかなければいけないのかなと。

実は先日、アンケートをやりまして、アンケートの中でQRコードを読んでもらって、そこで出てくるアンケートに入ってもらっているというのが、ベースだったんですが、それでもと思って紙の同じ内容のものを用意したんですが、2対1の割合だったんですね。小さな子供さん以外は、ほとんどの方がスマートフォンを持っているようなんですが、あえてそこまでしたくないのか、他の気持ちがあるのかもしれないんですが、私たちもその世代なんですが、これから団塊の世代はどんどんリタイアして、同じような環境に置かれてきますので。そうすると、普通に生活をしている高齢者は、どこかが悪いとか何かで困っているかというときには、自治体のいろんな枠の中で情報をキャッチできて取り組みが進められると思うんですが、何でもないときに意外とそのままでいくんですね。

消費者情報というのは、あまねく市民全員に伝えるべきものであって、昨日もLINEの詐欺みたいなのが、NHKのニュースで流されていましたが、LINEは八王子市もずいぶん使っていますよね。

その一方で同じアプリの中に、それを使ってPRをして、詐欺まがいのことまでやってしまうっていう輩がいるっていう中ではですね、やっぱりスマートフォンを持っていてもスマートフォンが単なる電話になっていて、ものすごく力があるデジタル機器なのだけでも、それを使っていない。

行政が思っているように、それを取り込んで操作していれば、アップデートが、今すぐ起こっている緊急情報がキャッチできるのに、それがあえてできてないっていう中で、ここ最近いろんな不幸なことがあると思うんですね。だから、消費者という立場で、消費生活センターは足をグリップして活動していますんで、消費者がもっとそういう行政が発信するものを受けやすくするためにどういう活動をするのかっていう部分、簡単な部分で私たちもやろうと思っているんです。スマートフォンの操作方法について、電話以外にもこんなことができますよ、こういう言葉は気をつけましょうねとかですね。

「いろは」でもいいかとは思いますが、スマートフォンをもっと役に立てる道具にするために身に付けたほうがいい、そういう高齢者に対する発信をもっとしながら行政からの重要な発信物を受け取れるようにしてあげるっていう感じのものも、今後はすごく必要になってきて、これもっとスピードが上がってくると思うんですね。量も質も上がってくると思いますので、その取り組みをぜひどこかの枠の中で、行政のほうでやっていただきたいなと思います。消費者の対応することを実際に我々も活動しながらやっている。皆、感じていますので。それをお伝えしておきたいなと思います。以上です。

朝日会長 : ご意見ありがとうございました。

今後の改定の方向性の大きな、ビッグニュースの1つがデジタルっていうこ

とでしたので、非常に貴重な情報の提供とご意見をいただいたかと思うんですが、事務局の方からデジタルのスマートフォンの利用に関連して情報発信などについて、今のところの感覚ってというのはございますでしょうか。

事務局 : デジタル推進室という部署がございまして、そちらのほうでクリエイトホール等を会場にして、いわゆるスマホの使い方教室等を過去に数回実施をされております。また消費生活センターとしますと、スマホの使い方に特化しているわけではないのですが、デジタル決済についての講座を過去に行ったことがございます。今、赤木委員がおっしゃいますように、これからは加速度的に進みが早くなると思いますので、今後、この計画の中でも重要な位置づけとして、いわゆるデジタルデバイドもそうでしょうし、計画の中では引き続き重要な位置づけの1つかなと思っています。

朝日会長 : ありがとうございます。多分、前期の計画の中では明示的に情報社会になっていますってことはありましたけれども、デジタルってところの急速な変化については、それほどは強調されていなかったかと思うんでね、まだ。今回、コロナのいろんな影響を受けましたので、資料4を見ていまして、イベントができなくなってしまった一方、Web開催をしたとか、広報、特に広報に関しては、今後の課題としても明示的にいろんな媒体でやっていきますってということが書かれていたかと思うんですね。そういった意味で、どういうふうに情報を届ける術があって、それがどれぐらい効果的だったのかってというようなことがある程度コロナに関しての蓄積はあるのではないかなというふうにちょっと思ったところです。ただ、デジタル自体が先ほどお話がありましたように、その市全体でデジタル化対応をしていくという施策が多分進む中で、それを消費生活に関して連携していくというところは、きちんと必要なところに情報が届くっていうと、もう少し広い広報の意味と両方必要なのかなというふうに私もちょっと思っていたところです。もしこれまでの取り組みの中で媒体が変わって、何か効果が変わってしまったみたいところってございますか。おおむねWeb対応とかそういうことをかなり苦勞してやられてこられたと思うんですけども、コロナ禍の中で。そのあたりについて、もしあったらお願いします。情報の届き方とか。そういったものの媒体が変わってこういう課題がありましたとか、逆にこういう良いところがありましたとか。

事務局 : センターでは消費生活ニュースというニュースを毎月出しています。今回のこの資料の中の後ろのほうにありまして、市のLINEを通じて発信もしています。いろいろな方がこれを見て、お問い合わせや反響があるので、デジタルで発信しているのでリアルタイムで見られると思います。また、デジタルはずっと残るので見ようと思ったら、検索すればそこでまた見られる。紙の場合は、市民が目にするまで日数がかかり、捨ててしまうとそれで終わりというデメリットがあります。最近ではこのニュースの中に、詳細な情報やホームページに飛ぶよう二次元コードを記しています。紙面だけですと、

そこに現れているものは限られているし、ましてやこういうニュースっていうのはあまり字が多いと皆さん見ない。まず目を引いてもらって興味を持ってもらって、じゃあ、そこから深く知りたいっていうふうに導入していくっていうことがデジタルの良いところなのかなと思っています。

朝日会長 : ありがとうございます。いろいろと試行された中で、情報もいろいろあるんだなと思いました。

事務局 : 先ほど時間がなくてご説明ができなかった部分なのですが、資料1の後ろのほうに参考資料を幾つか付けています。13ページのところです。近年での消費者トラブルの増加というところでは、インターネット等に関連する消費者トラブルが増加しているという具体的な数字としても表れています。また、デジタルデバイドの発生ということに関しましても、下の14ページのところに出てございますけども、64歳までは、かなりスマートフォンの所有状況は高い。65歳以上になりますと少し落ちますけども、そういうような状況があります。また、その右側の円グラフでは、条件が75歳以上でかつ要介護などの認定がない5万2,000人のうちという条件がありますが、スマートフォンを使用している割合が75歳以上の方でも55%になっています。あるいは裏の15ページのところで、デジタル技術に対する意見ということの中では、困ってございますけども、お年を重ねている方ほど、新しいデジタル技術についていけないっていうご意見があるというところは、調査の結果で表れているところではございます。一方で、デジタル化はどんどん進んでいきますので、やはり、そういう高齢者を中心に、そういった情報の提供方法について活用していると思っております。

朝日会長 : どうもありがとうございました。そうですね。スマートフォンを持っていて、使っているっていうのにも何か差がありそうですね。その使い方、通話だけだったり、ちょっとポチッとするには何かちょっとね、そこまではと思ったら。逆に若い人なんかすぐにいろいろやりすぎちゃうかもしれないですね。やりすぎちゃうことで問題が起きるかもしれない。はい、分かりました。ありがとうございました。そろそろ時間が近づいてきたんですけども、ご意見これはちょっと言っておきたい、確認しておきたいということがありましたら。

渡邊委員、よろしく申し上げます。

渡邊委員 : 今の議論の流れの中で、やはり触れておきたいなと思ったのが、スマホの普及率というところが、これは非常に高くなっているというところがある一方で、やはり被害が膨らみやすくなっているところを感じています。迷惑メール1本とっても、簡単にLINEであったり、メッセージであったりとかっていうところで舞い込んできて、そこで引っかかってしまうということもありますし、先ほどの赤木委員のご発言とも共通する部分もあるんですが、スマートフォンを持ってはいるんだけども利用についてしっかりとできていないと。自分が持っている端末で何ができるのかっていうことが高齢

者の方で分からない方っていうのは、少なからずいらっしゃるんですね。そうするとどういうことが起こるかっていうと、例えば、ネットバンキング。ネットバンキングなんかについては、全く利用方法については分からない。自分のスマホ1台で送金ができるということ自体が、ちゃんと把握できていないものですから、悪質業者が入ってきたときに、それをうまく利用させられて、送金させられてしまうと。そういった被害は実際に生じているので、やはりこのあたりの基礎的なスマホで何ができるのか注意しなければいけない事項は何なのかということについては、しっかりと多分高齢者のその被害対策というところでも講じていかなければいけないんじゃないかなと思いました。

朝日会長 : ありがとうございます。ちょっと具体的なところも見えてきてありがとうございます。黒崎委員、お願いいたします。

黒崎委員 : 時間厳守で終わるっていう感じですか。

朝日会長 : おおむね。

黒崎委員 : ちょっと事前に質問を送ればよかったんですけど。後半まで全部でしたっけ、今の話は。

朝日会長 : 資料4の全体について。

黒崎委員 : 手短にします。フェスティバル活動がすごくいいとっていて、どんどん規模を大きくして行ってほしいなというのがあります。一方で、このイベントに来る人は意識が高いようなので、来ない人にどうやって消費、詐欺とかのアプローチをするかっていうのが課題かなというふうに思います。2つ目が、取り組みと課題感がちょっと分かんなかったのが2か所ありまして、6ページの課題の一番下ですね、最後の持続可能な社会に向けた消費行動の普及が期待できますとあるんですけど、ちょっとその取り組みを見てこのSDGs観点の普及がどの項目かちょっと分からなかったのが質問です。あともう一個が、12ページですね。商店会連合会の加入促進につなげていきますとあるんですけど、取り組みとしては、地域で「互いに顔の見える安心できる」一般の方々が消費生活ができる環境を作るとあって、なぜ商店会連合会に入ると、消費生活のお互いに顔が見える環境になるのかが、ちょっと紐づかなかったので、ここが分からなかったです。あとは、消費生活ニュースですね。これを作られていて、すごくいいと思うんですけども、八王子の広報があると思うんですけど、あれのどこか枠をあるいは広報と別にあるので、広報の中にあると市民の皆さんが、あれは多分結構読まれると思うので、いいんじゃないかなと。何か紙面の4分の1の枠でももらって、そこにこういったニュースを載せるといいんじゃないかなという意見です。

あともう一個はチラシですね。チラシは、基本は「見たらおしまい」というものだと思っています。なくなっちゃうんですね、情報が。なので、本当

に必要な情報ですかね、消費生活センターの電話相談窓口とか、そういった情報をためておけるように意見としては名刺、名刺ってなかなか捨てる人はいないと思うんですよね。あと小さいサイズで消費者に配るみたいなことができるといいんじゃないかなと。以上です。

朝日会長 : ありがとうございます。ご提案も含めてご意見いただきましてご質問もありましたけれども、ありがとうございます。事務局のほうで6ページ、12ページのあたりのご質問、それから広報の考え方、あるいは媒体に関するご意見についてコメントがありましたらお願いいたします。

事務局 : 6ページ、八王子未来デザイン2040に人や地域のつながりによる地域の創生が書かれておりました、持続可能な社会という中には、消費者教育という、単なる被害や被害に巻き込まれないとか、被害についての情報を受けるだけではなく、受けた者がそれを、発信していく、こういうふうにならないように気をつけようねっていうようなことを、人のつながりの中から広めていくっていうことが大きな意味で、他者に対する思いやりであるとか、社会を持続させていくということにつながるっていう思いで、書かせていただきました。分かりづらい内容で申し訳ありません。次期計画は2040の下の計画になりますので、そこにつながるようなイメージを持ちたいと思っています。

あと12ページ。こちらのほうについては、消費生活においては、我々は消費する立場ですが、一方で供給する事業者側、販売する方たちがいないと消費生活は成り立たないということで、消費生活基本計画の関係する課として、産業振興推進課というところが入っています。

物を一番身近に買うところは、今はスーパーマーケット、大型店舗のほう優勢ですが、今後はその持続可能な社会の実現、SDGs的な考え方、エシカル消費的な考え方という、地産地消ということが大きな「まち」をまた活性化させていく要素であるということで、商店会連合会の存在をアピールして、商店会をもっと盛り上げていくっていうことで、消費者のほうにその利益が回ってくる。社会にもそれが還元していく。「まち」も活性化されていくということになります。

市民部長 : 全体的にはエシカル消費というキーワードが出てよかったなと思うんですけど、また後日、こういった冊子で情報提供させていただきます。エシカル消費、これは正に今回の計画のキーワードになってくるかと思えます。この中にSDGsの12番目のゴール「つくる責任」、「つかう責任」があります。エシカル消費は、作るほうにも消費について責任があるよ、使う皆さんにもありますというもの。こういった活動をするかという、自然由来のものを使いましょうとか、あるいは、単純に物を買うときにネットで買ったほうが安いけど、近くのお米屋さんで顔を見ながら商店街で買ってれば、たとえば、災害のときに助け合いがスムーズに行くとか、いろいろなことにつながってくるというものです。消費って、単純に経済活動ですけど、それだけじゃないですよっていう、これが今のトレンドで、そこを目指しましょ

うと、SDGsのゴールを目指していくのが、さっき話がありましたけど八王子市の総合計画に盛り込んであります。商店街はそういうことで、これは商店街だけじゃなく、地域のものを使いましょう、買いましょうという活動が大事になってくるということです。

八王子はネクタイの生産が、日本一と言われてはいますが、クールビズでネクタイやめるって言ったときに賛否両論ありました。そこで、産業界が工夫をして、ここに付けているんですけど、ピータイっていう、小さなブローチみたいなピンをつくりました。

これが、結構ネクタイがちゃんと買えるぐらいの値段がしまして、これを市の職員は付けてますし、どこかに行くときにはこれを持って八王子ってネクタイの町なんですっていう宣伝するとか、全体として産業振興につながってくる取組をしています。八王子ってこういう「まち」だよっていう活動をしていくことが、次の計画にも出てくると考えています。

また、このバッジは、日本遺産をPRするもので、八王子市は、3年前の2020年6月19日に日本遺産の認定を全国で88番目の都市として受けました。これは29の構成文化財があるんですけど、その文化財により物語を紡いでいます。そういったことも広く言うと、消費活動につながってくるという、そこで、3つ目の質問につながってきます。日本遺産協議会で作っている名刺大のカードでして、日本遺産をPRするために配るんですけど、これを配って先ほどご提案があったように、広報以外にも様々な情報発信手段があります。広報紙は、20万部ぐらい月に2回配っていますから、環境配慮のためにもっと圧縮しろというようなご意見も出ています。

そのときに、こういった裏面にツイッターとか、フェイスブック、インスタがございますよね。そこへアクセスしていただくと。こんな形の取り組みもやっていたらなというふうに思っています。

現状いろいろお話しさせていただいて、こういうことが活用できるというようなアイデアをいただくと大変助かります。

大変重要なご意見ありがとうございます。

朝日会長 : ありがとうございます。何かすごいいろいろと情報を持ってきていただいて、良い視点をいただきました。今回、重要課題1を振り返りながらということだったんですけども、次期に向けてのデジタルであり、連携でありってところの話題をたくさん出していただきまして、ありがとうございます。今日、第1回でしたので、ちょっと発言をどうしたらいいか要領を得ないところもあったかと思うんですけども。こういった形で、資料に関する質問に絡めてでも構いませんし、純粹にご意見でも構いませんので、自由にご発言いただくような形で、今後お願いできればと思います。次期に向けての話なので、本当にいろんな視点があればあるほど良いという形になりますので、ぜひ、今後もよろしく願いをいたします。それではですね、これで一旦締めさせていただきます。今後、こういった形でご意見をいただいく形になると思いますけれども、よろしく願いをいたします。それでは、以上をもちまして本日の議事を終了ということにさせていただきます。

ればと思います。それでは、8、その他について事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 : その他の報告としまして、今年度は計画を策定する上で、現在の消費者教育の現状を把握し、計画に反映させるために、教育現場に対して消費者教育の実態調査を行いました。

対象は市内の公立、私立の小中高校、専門学校、大学等合わせて177校を対象に5月26日からWeb回答方式で行っております。6月23日時点での速報の回答率は、177校中125校。70.6%の回答となっております。本調査の詳細な結果等については、消費者教育に関する内容でありますので、次回7月25日の消費者教育推進会議、その後の消費生活審議会で結果をお示しし、ご意見をいただきたいと思っております。その資料については事前にお送りさせていただきますので、またお目通しをよろしく願いいたします。次に、今後の予定についてということで、本日机上配付させていただきました令和5年度八王子市消費生活審議会、消費者教育推進会議開催予定、令和5年6月29日配付となっておりますものを、今後はこの予定で開催してまいりたいと思っております。

今年度の審議会は、計画策定のため5回の開催を予定しております。

今回、重要課題1について取り上げましたが、2回目については消費者教育の推進について、教育推進会議、審議会委員及び教育関係者が参加した中で行います。

後段の審議会のほうでは、第3期計画には新たに取り組むべき課題としまして、エシカル消費、SDGsについてというものを、皆様からご意見をいただきたいと思っております。

3回目については、重要課題3の検証。4回目の9月15日には、答申案についてということでこの3回の会議の総括をして、答申案についてお示ししご意見をいただき、また第3期計画のあり方、素案についてもお示しした上でご意見をいただきたいと思っております。

その後、パブリックコメントを12月に予定しておりますが、それを経てから、第3期計画のパブコメ結果、素案決定の報告を2月に予定させていただきます。

また、それについては追ってご連絡をさせていただきたいと思っております。

それともう1つ。この紙ファイルですが、こちらはエシカルにもちなんで、ビニールやプラスチックではなく紙で啓発を行い、また、裏のほうには消費生活センターのご案内を付けております。

中を見ていただいて、ご説明したいのが、まず1枚目、消費者マスター講座というものが入っております。こちらについては、オンラインで、ライブ配信と録画配信で、全13回の講義があります。中身については専門家が聞いていいような内容を分かりやすく一般市民の目線で、第一人者の先生たちが講座を開いていますので、もしご希望されるようでしたら、自治体枠ということでお受けいたします。7月13日までにご希望される方は、課のメールアドレスにご返事をお願いします。

それともう一枚目のほうで、親子で学ぶお金の使い方、7月29日、夏休みに入ってから、小学生のお子さんと保護者の方で先着15名参加の募集です。

今、金融教育に非常に力を入れていく流れになっておりますので、関心の高い親御さんなどにご紹介していただければと思います。7月1日から申し込みを受け付けております。

それとくらしのレポートは啓発推進委員会が作成しています。あと、消費生活ニュース、ここの中で特にお話ししたいのは、この6月号に無許可の廃品回収業、不用品回収にご注意くださいということで、「エコ王子」という事業者がこの間、摘発されました。このような業者を利用するといろいろな被害に遭われる方が多いです。

じゃあ、おうちにある粗大ごみだとか、例えば、ご親族が亡くなって、遺品なんかがたくさんあるおうちのお荷物をどうするのか。事業者が捕まった後に、消費者がじゃあどこを信頼して安心してお任せできるのかを教えてほしいという話になるだろうと思い、下の方に粗大ごみの出し方等について、二次元コードで飛ぶような形をとっております。

裏のほうは消費生活啓発推進委員会に参加してみませんかということで募集になっております。事務局のほうからは以上でございます。今の私からの報告で何かご不明な点等はございますでしょうか。

大丈夫でしょうか。はい。

それでは、会長には議事進行ありがとうございました。

また、委員の皆様、長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。次回の会議は先ほど申し上げましたとおり7月25日火曜日、午後2時からになります。今日は1時半でしたが、次回は2時になります。ここ第2学習室で教育推進会議、その後に消費生活審議会を開催いたしますので、よろしく願いいたします。

本日の審議会をこれにて終了といたします。

ありがとうございました。